

○柏市健康福祉審議会条例

平成19年12月26日

条例第46号

改正 平成25年3月29日条例第24号

平成25年6月28日条例第33号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市における健康福祉の向上及び増進のための総合的な施策の推進に資するため、柏市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項(法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項を含む。)を調査審議する審議会その他の合議制の機関及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関とする。

(平25条例33・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、児童福祉、精神障害者福祉その他の社会福祉に関する事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、認定こども園法第25条に規定する事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、健康福祉に関する重要な事項を調査審議すること。
- (4) 健康福祉に関する重要な事項について市長に意見を述べること。

(平25条例33・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 市長は、審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員

(2) 社会福祉事業に従事する者

(3) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は2年以内とし、当該臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該臨時委員は解嘱されるものとする。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 現に在任する委員の総数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。

(1) 民生委員審査専門分科会

(2) 障害者健康福祉専門分科会

(3) 児童健康福祉専門分科会

(4) 高齢者健康福祉専門分科会

(5) 地域健康福祉専門分科会

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める専門分科会

(民生委員審査専門分科会の所掌事務等)

第8条 民生委員審査専門分科会は、審議会の所掌事務のうち民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員は、市議会議員の選挙権を有する委員のうちから会長が指名

するものとし、その数は10人以内とする。ただし、市議会議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。

- 3 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、会長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。
- 4 第5条及び第6条の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。
- 5 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(民生委員審査専門分科会以外の専門分科会の所掌事務等)

第9条 次の各号に掲げる専門分科会は、審議会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者健康福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の健康福祉に関する事項
- (2) 児童健康福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項並びに第2条第2号に規定する事項
- (3) 高齢者健康福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項
- (4) 地域健康福祉専門分科会 地域における健康福祉に関する事項

- 2 前項各号に掲げる専門分科会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 第5条及び第6条の規定は、第1項各号に掲げる専門分科会について準用する。
- 4 審議会は、第1項各号に掲げる事項に関して市長から諮問を受けたときは、それぞれ当該各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 5 第7条第1項第6号の規則で定める専門分科会の所掌事務及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(平25条例33・一部改正)

(審査部会)

第10条 障害者健康福祉専門分科会に、審査部会を置く。

- 2 審査部会は、障害者健康福祉専門分科会の所掌事務のうち次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定による医師の指定に関する事項
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関(精神通院医療に係るものを除く。)の指定に関する事項
- 3 審査部会に属する委員及び臨時委員は、障害者健康福祉専門分科会に属する医師である委員及び臨

時委員のうちから、会長が指名する。

- 4 審査部に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 5 第5条(第1項を除く。)及び第6条の規定は、審査部について準用する。
- 6 審議会は、第2項各号に掲げる事項に関して市長から諮問を受けたときは、審査部の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平25条例24・一部改正)

(意見の聴取等)

第11条 審議会、専門分科会及び審査部(以下「審議会等」という。)は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会等の会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(社会福祉法等との関係)

第12条 民生委員審査専門分科会は、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会とする。

2 障害者健康福祉専門分科会は、法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会とする。

3 児童健康福祉専門分科会は、法第12条第2項において読み替えて適用される法第11条第1項に規定する児童福祉専門分科会とする。

4 審査部は、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(柏市附属機関設置条例の一部改正)

- 2 柏市附属機関設置条例(平成8年柏市条例第6号)の一部を次のように改める。

別表市長の項柏市健康福祉審議会の目を削る。

附 則(平成25年条例第24号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第33号)

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

○柏市健康福祉審議会市立病院事業検討専門分科会規則

平成24年4月16日

規則第70号

改正 平成26年3月31日規則第14号

(設置)

第1条 柏市健康福祉審議会条例(平成19年柏市条例第46号。以下「条例」という。)第7条第6号の規定に基づき、条例第1条第1項に規定する柏市健康福祉審議会(以下「審議会」という。)に市立病院事業検討専門分科会(以下「分科会」という。)を置く。

(所掌事務等)

第2条 分科会は、審議会の所掌事務のうち本市の病院事業に関する事項を調査審議する。

2 分科会に属する条例第3条第1項に規定する委員及び同条第2項に規定する臨時委員(以下「委員」という。)は、条例第5条第1項に規定する会長が指名する。

(会長及び副会長)

第3条 分科会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 分科会の会長(以下「会長」という。)は、会務を総理し、分科会を代表する。

3 分科会の副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 現に在任する委員の総数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平26規則14・旧第1項・一部改正)

附 則(平成26年規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。